

『たらしみ共通商品券』をお持ちのお客様へ

払戻しのお知らせ

『たらしみ共通商品券』をご利用いただきありがとうございます。

このたび『たらしみ共通商品券』のご利用は、平成29年4月2日(日)をもちまして終了いたしました。

未使用の当該商品券につきましては、資金決済法第20条第1項の規定に基づき下記のとおり払戻しを行います。

当該商品券をお持ちの方は、下記の申出期間内に払戻しの手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

【払戻期間】 平成29年4月3日(月)～平成29年8月31日(木)

午前9時～午後5時(平日のみ。土日祝日、8月14日・15日は除きます。)

【払戻場所】 多良見町商工会までご持参ください。商品券と同額面の現金にて交換致します。但し、3万円を超えるときは前日までにお電話ください。

※この期間内に申出がない場合、当該払戻手続きから除斥されますのでご注意ください。



この商品券です



お問い合わせ先



多良見町商工会

- 住所 諫早市多良見町化屋 759-15 (JR喜々津駅のすぐ近くです)
- TEL 0957-43-0140
- FAX 0957-43-2359
- e-mail tarami@shokokai-nagasaki.or.jp
- <http://www.shokokai-nagasaki.or.jp/tarami/>



十月一日より新たな商品券として生まれ変わります。お楽しみに！

